

諮問実施機関	：熊本県知事
諮問日	：平成29年 6月21日（諮問第183号）
答申日	：平成29年12月27日（答申第140号）
事案名	：病院・診療所開設許可事項変更許可申請書等に係る不開示決定（不存在）に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が病院・診療所開設許可事項変更許可申請書等について、平成29年3月31日に行った不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

1 平成26年9月2日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次の行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 添付書類1の別紙4（病院・診療所開設許可事項変更許可申請書）に添付の②変更前及び変更後の建物の平面図
- (2) 同変更許可書、同病院使用許可申請書及び同使用許可書
- (3) 添付書類1の別紙6（病院・診療所開設許可事項変更許可申請書）に添付の②変更前及び変更後の建物の平面図
- (4) 同変更許可書、同病院使用許可申請書及び同使用許可書
- (5) 添付書類1の別紙8（病院・診療所開設許可事項変更許可申請書）に添付の②変更前及び変更後の建物の平面図
- (6) 同変更許可書、同病院使用許可申請書及び同使用許可書
- (7) 添付書類1の別紙9（病院使用許可申請書）に添付の②変更前及び変更後の建物の平面図
- (8) 同使用許可書

2 平成26年10月16日、実施機関は、保有する行政文書について、対象文書の有無を確認し、次の文書については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「前回不開示決定」という。）を行った。

- (1) 平成23年11月8日付け「病院・診療所開設許可事項変更許可申請書」に添付されている変更前の平面図（以下「本件請求文書1」という。）
- (2) 平成25年3月25日付け「病院・診療所開設許可事項変更許可申請書」に添付されている変更前の平面図（以下「本件請求文書2」という。）
- (3) 平成25年4月17日付け「病院使用許可申請書」に添付されている変

更前の平面図（以下「本件請求文書3」という。）

- (4) 平成23年11月8日付け「病院・診療所開設許可事項変更許可申請書」に係る「病院使用許可申請書」（以下「本件請求文書4」という。）
- (5) 上記(4)に係る許可書案文（以下「本件請求文書5」という。）
- 3 平成26年12月10日、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、前回不開示決定を不服とする異議申立てを行った。
- 4 平成27年2月24日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。
- 5 平成28年10月7日、当審査会は、前回不開示決定は、これを取り消し、不存在の理由を正確に記載し直した上で、改めて条例第11条第2項の規定に基づく不開示決定を行うべきであるとする答申（答申第124号。以下「前回答申」という。）を、実施機関に対して行った。
- 6 平成28年12月27日、実施機関は、前回不開示決定を取り消すとの決定を行った。
- 7 平成29年3月31日、実施機関は、本件請求文書1から5までについて、不存在の理由を記載し直した上で、本件不開示決定を行った。
- 8 平成29年5月30日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、本件不開示決定を不服とする審査請求を行った。
- 9 平成29年6月21日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件不開示決定を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書等によれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、A病院とB病院の結核病床廃止について不公平・不平等な取扱いを受けたこと等を論点にして、当時県と裁判中であり、熊本地裁に対し、重要な証拠書類として、B病院の建物平面図等の文書提出命令を申し立てたが容認されなかった。

この時、県は「本件の論点とは全く無関係の文書提出命令である」と主張し、また「変更前及び変更後の建物平面図等は148枚もの大量に上るもので、訴訟をいたずらに混乱させる」とも強弁し、反対したのである。この主張内容は、県が熊本地裁に提出した書面にも記録されている。

県は、この時、変更前の建物平面図等が存在することを自ら認めている

のである。

結局、本件開示請求により、県から平面図を取得したが、全部で85枚しかなく、県が主張する148枚にならなかった。

県は、その後「数え間違いをただけである」という趣旨の弁解を行っているが、審査請求人が「そのような大きな数え間違いをするはずがない」と異議を申し立てたところ、この数え間違いについて、「医療政策課並びにC保健所における相互の作業確認が不十分であった」と今回初めて具体的な説明を述べた。

県の弁明書によれば、建替え関係の書類148枚の内訳として、他の手続に関する書類や関係法令の写し等の内部書類等が含まれており、これを除くと85枚になるとのことであるが、審査請求人が文書提出命令を申し立てた文書は、変更許可申請書に係る図面等であって、建替え関係の書類全般ではない。

県は最初にあった148枚の書類のうち85枚を審査請求人に開示したことを認めており、明確な意図をもって都合の悪い文書を抜き、秘匿したものと思われる。県が開示しなかった最初の書類の中に、審査請求人が請求した変更前の図面も含まれていたのではないかと考える。

- (2) 審査請求人が開示請求したB病院の申請書の添付書類欄には、変更前及び変更後の建物の平面図が添付されていることを示すマル表示がある。

申請時点で、変更前の建物の平面図が添付されていなければ、「変更前及び」の箇所を二本線で抹消するのが通常の申請手続である。申請人（B病院）が抹消を失念したのであれば、県（C保健所）が抹消するよう指導するはずであり、2つの申請書（開設許可事項変更許可申請書及び使用許可申請書）とも抹消を失念し、県が2回とも申請書の不備を看過しているとは考えられない。

- (3) 県は今回、本件請求文書1、2及び3が不存在である理由について、

「原則は、変更のあった部分の変更前と変更後の図面を提出させているが、本申請については、新築に準じて、病院全体の図面を提出させて、変更後の病院全体が、医療法上に適合しているかどうか審査したことから、変更前の図面は申請書に添付されていないため」と説明し直している。

本件が、多数の既存建物の解体・増改築を行い、病床数・病床種別の変更（結核病床の廃止等）や病院構造設備の変更・移転・廃止等、変更事項が多数ある許可申請であることは認めるが、変更後との比較のために、変更前の建物の平面図は必ず申請書に添付しなければならない。変更前の図面を見ないで、変更事項をどうやって審査し、医療法上に適合し問題ないと判断して許可できるのか。新築に準じて審査したとしても、変更前の図面を見ないで、変更後の図面のみで審査できるとする県の説明は実務に即しておらず、理解不能である。

なお、変更前の建物の平面図のうち、解体した建物の平面図（この中に論点となっている結核病床があった）については、「現在撤去済みの建物の部分を除く」に該当し、開示しなくてはならないことから、県は、変更前の建物の平面図が存在しないと主張して隠ぺいせざるを得なかったものとする。

- (4) 着工から2年を超える建替え工事が、変更の都度許可申請せずに、新病棟完成時にまとめて審査するなどあり得ない。B病院は、建替え工事中も診療を続けていたのであり、その間、県に無届けで建物の解体・増改築や病床・設備の変更・移転・廃止等を行っていたことになる。そのような違法行為を公的病院のB病院がするはずがない。

また、工期が複数回に分かれているので、その都度変更許可をもらわなくてはならず、途中を抜かして、後でまとめて許可したという県の説明は理解できない。もし、そのような便宜を県が図っていたとしたら、これも不公平・不平等な取扱いであり、大問題であると言わざるを得ない。

- (5) 県は、A病院とは対照的に、医療審議会の諮問を受けさせることもなく、平成27年に19床の増床をD病院に許可しているが、病床過剰地域においては、これは一切認められておらず、地元で有力な地域医師会役員病院に、県が違法に便宜を図ったものである。
- (6) 変更前の建物平面図及び一部不開示となった変更後の建物平面図は、A病院とB病院の結核病床廃止について不公平・不平等な取扱いを受けたことを証する重要な文書であると考え、全面開示を引き続き求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの弁明書等での説明内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

1 本件請求文書1から5までの不存在の理由について

(1) 本件請求文書1、2及び3について

原則は、変更のあった部分の変更前と変更後の図面を提出させているが、本申請については、当該病院内で多数の建物の一部取壊しや改築があったため、医療法に基づく基準を満たしているかを審査するに当たり、変更のあった部分のみの変更前と変更後の図面を提出させて審査するのではなく、新築に準じて、変更のなかった部分も含めた病院全体の変更後の図面を提出させて、変更後の病院全体が、医療法上に適合しているかどうかを審査することが適当と判断したことから、変更前の図面は申請書に添付されていない。

(2) 本件請求文書4について

平成25年3月25日付けで法人から取下げ書の提出がなされたことから、関連手続である「病院使用許可申請」手続自体が発生せず、申請書が

存在しない。

(3) 本件請求文書5について

本件請求文書4が存在しないことから、許可書案文も存在しない。

2 対象書類の枚数について

訴訟審理において、県庁主管課である医療政策課職員からC保健所に本件関係文書の枚数の確認を依頼した際に、対象文書の具体的な指示を行わず、また、回答があった際に、その内訳の確認を怠ったことにより、本来の対象書類の枚数である85枚ではなく、他の手続に関する書類や関係法令の写し等の内部書類等を含めた148枚と、大幅な数え間違いをした枚数を示したことは、医療政策課並びにC保健所における相互の作業確認が不十分であった結果として、猛省しなければならない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件不開示決定の妥当性について

(1) 本件請求文書1、2及び3について

当審査会は前回答申の中で、本件請求文書1、2及び3の不存在に係る実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、首肯することができるものの、前回不開示決定通知書に記載した不存在の理由が誤っていると判断している。これを受け、実施機関は、不存在の理由を正確に記載し直した上で本件不開示決定を行っているとは認められる。

よって、本件請求文書1、2及び3に係る不存在による不開示決定は妥当である。

(2) 本件請求文書4及び5について

前回答申の第5の1(2)で判断したとおり、本件請求文書4及び5に係る不存在による不開示決定は妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	鹿瀬島正剛
会長職務代理者		原島 良成
委	員	立石 邦子
委	員	井寺 美穂

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年 6月21日	・ 諮問 (第183号)
平成29年11月 8日	・ 審議
平成29年11月29日	・ 審査請求人から意見書を受理
平成29年12月13日	・ 審議